

F A O／WHO 合同食品規格計画

第 15 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時 ： 2006 年 11 月 6 日（月）～11 月 10 日（金）

場所 ： マル デル プラタ（アルゼンチン）

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3.	ステップ 4 における規格原案及び関連文書の検討
(a)	公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン改訂原案
(b)	食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書原案
4.	食品の国際貿易における倫理規範に関する質問についての討議文書
5.	その他の事項及び今後の作業
6.	次回会合の日程及び開催地
7.	報告書の採択

第 15 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）概要

1 開催日及び開催場所

平成 18（2006）年 11 月 6 日（月）～11 月 10 日（金）

マル・デル・プラタ（アルゼンチン）

2 参加国及び国際機関

47 加盟国、E C、3 国際機関が参加、参加者総数は 126 名

3 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局	国際基準課長	小川良介
	同課課長補佐	尾崎 道
厚生労働省医薬食品局食品安全部		
	企画情報課国際食品室国際調整専門官	福島和子
	同課検疫所業務管理室輸入監視係長	松井保喜
	監視安全課乳肉安全係長	東良俊孝

4 ガイドライン原案等について総会に諮ることが合意された議題

議題 3.(a) 公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン改定原案

当該原案をステップ 5/8 で総会に採択を求めることで合意された。

主に議論された点は下記のとおりである。

- ・ 荷口の定義について、多くの国から一つの証明書がカバーする範囲の貨物とする
ことについての支持があったが、EU を中心に、同じ輸送手段により輸送されたもの
のとすべきとの意見が出された。本ガイドラインにおいて、複数の荷口を一つの
証明書でカバーすることも可能である旨の記述との調整を図る観点から、「食品
の定義された集団で、通常一つの証明書によりカバーされるもの」と定義された。
- ・ 出荷施設リストに基づく一括証明方法については、「輸入国側で荷口ごとに追加
の情報（輸送手段など）を必要とする場合がある」旨の記述が追加された。
- ・ 複数の荷口を一つの証明書により処理することについても、輸入国 が合意すれば
可能であることが明記された。また、その際には当該証明書は一定の有効期間を
持つべきこと（無期限の証明書としない）が規定された。
- ・ また、証明書の偽造に関する問題については、偽造証明書と単なるミスによる無
効な証明書とを区別する必要が主張され、議論の結果、無効の証明書(Invalid
Certificates)に関する規定が偽造証明書と別に設けられた。偽造証明書について

は調査や抑止のための貨物の廃棄等が規定されているが、不完全な証明書や間違いのある証明書などの無効な証明書については、相手国への通知や適切な代替証明書の発行等の措置が規定された。

5 その他の議題

議題3.(b) 食品の検査認証にかかる衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書原案

当該議題については、パラグラフごとに議論するだけの時間がなかったこともあり、一般的な議論を行うだけにとどめ、今回提示された原案と各国からの意見に基づいて米国が新たな原案を準備し、再度来年6月に作業部会を開催して議論することとされた。我が国も作業部会への参加を表明した。

議題4. 食品の国際貿易における倫理規範に関する質問についての討議文書

「輸入又は国内で生産され、安全でない又は食用に適さないとされた食品の輸出」の問題については、本部会の委託事項の範囲内であることは合意されたものの、既存の文書により十分カバーされているか否かについては意見の一致が見られなかった。このため、部会は、既存文書の特定の規定の改正 または追加の必要性については具体的な新規作業の提案を提出するよう加盟国に奨励²するとともに、来年開催される第24回一般原則部会の議論を待って、次回本会合で再度検討することとした。

議題5. その他及び今後の作業

以下の新規作業に関する提案がなされたが、いずれの案件もコンセンサスを得るには至らず、次回会合において提案国が討議文書を用意し、議論することとされた。海外監査団による検査の実施に関するガイドラインの作成については、討議文書を作成するための電子作業部会が設置されることとなり、我が国も参加を表明した。

- ・ 食品輸出入検査認証の原則(CAC/GL20-1995)の見直し（提案国：NZ）
- ・ 食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン(CAC/GL34-1997)の見直し（提案国：NZ）
- ・ 食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)の委託事項の見直し（提案国：豪州）
- ・ 海外監査団による検査の実施に関するガイドラインの作成（提案国：豪州）
- ・ 食品輸出入検査・認証制度におけるトレーサビリティ／プロダクトトレーシング(T/PT)の適用のための原則の検討において積み残しとなった事項に関する更なるガイドラインの作成（提案国：ノルウェー）